

佐賀県告示第 68 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により定めた佐賀県資源管理方針別紙 1－5 において知事管理区分として規定する佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業におけるくろまぐろ（小型）の漁獲量の総量が、令和 5 管理年度における知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当すると認めるため、佐賀県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 3 年佐賀県規則第 36 号）第 3 条第 1 項の規定により告示する。

なお、採捕してはならない期間は令和 6 年 3 月 23 日から 3 月末日までの間とする。

令和 6 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義